

令和5年12月15日

請 願 文 書 表

議 会 運 営 委 員 会

請願番号	1	受理年月日	5 . 6 . 2 3
件名	政務活動費の事務所費について賃貸借契約書のコピーを証拠書類として添付することを求める請願		
請願者		紹介議員	
藤沢市湘南台6-12-14 渡邊 誠 外32人		大山 奈々子 木佐木 忠 晶	
<p>【請願の要旨】</p> <p>政務活動費から事務所費が支出されています。現在証拠書類として添付されている事務所台帳には、所在地・床面積・賃貸料・契約期間・借主貸主だけで、詳細は伝票の備考欄に簡単に記入されています。支出伝票によると、礼金や更新料等が含まれた物件や、光熱費や管理費等が含まれた物件、駐車場付き物件や土地の賃貸借契約に含まれている場合があるなど使用状況は多種多様です。</p> <p>政務活動費の透明性を高めるために、事務所台帳に代わって議員が保管している賃貸借契約書のコピーを添付することをお願いいたします。</p> <p>【請願の理由】</p> <p>政務活動費から支出する事務所の使用形態は、議員個人が政務活動専用を使用するケースの他、後援会との共用や複数議員で共用するなど多種多様です。また駐車場を含むものや、賃借料は月4万から20万円を超えるものまでとか、あん分率も幅があり、上限やその根拠となる規定も不明です。さらに光熱費や管理委託費が含まれているのかも判然としません。</p> <p>現在では立地条件や使用状況はグーグルでも確認できますが、契約内容については現在の事務所台帳からはよく分からないものもあります。</p> <p>事務所台帳よりも賃貸借契約書のコピーを添付する方が有権者に分かりやすく透明性があると思います。検討をお願いいたします。</p>			

請願番号	2	受理年月日	5 . 6 . 2 3
件名	ネット公開される政務活動費の閲覧について、県民目線に立った政務活動費の支出伝票の閲覧ができるようにすることを求める請願		
請願者		紹介議員	
藤沢市湘南台6-12-14 渡邊 誠 外3人		大山 奈々子 木佐木 忠 晶	
<p>【請願の要旨】 政務活動費のネット公開にあたって、議員ごとに使用した支出伝票を閲覧出来るようにしていただきたい。</p> <p>【請願の理由】 有権者は県議会議員選挙で貴重な一票を一人の議員に投票しており、政務活動費は選挙によって選ばれた議員の調査研究等の経費として交付されています。この政務活動費は、神奈川県議会政務活動費の指針によれば、交付の方法は、①会派に交付する方法 ②議員に交付する方法 ③会派及び議員に交付する方法のいずれかの方法から会派ごとに選択するものとされています。</p> <p>県民の選挙によって選ばれた県会議員には、県民の血税を財源とする政務活動費の使い方を正確に明らかにすることが求められています。すでにネット公開が実施されている他の府県では、議員ごとに検索すれば政務活動費の支出伝票を閲覧できるようになっています。</p> <p>神奈川県議会においても、ネット公開にあたっては現行の支出伝票の様式を見直し、透明性のある情報公開の在り方を検討し、ネット公開を実施されることを求めます。</p>			

請願番号	3	受理年月日	5 . 6 . 2 3
件名	請願・陳情の採決に対して審議した委員会で会派は審査の結果と共にその理由を述べることを求める請願		
請願者		紹介議員	
藤沢市湘南台6-12-14 渡邊 誠 外32人		大山 奈々子 木佐木 忠 晶	
<p>【請願の要旨】</p> <p>請願・陳情は県民が選挙と共に県政に参加できる貴重な機会である。請願法第5条は、「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」と定めており、国民の参政権的権利として保障されている。しかしながら、請願・陳情を会派に持ち帰り検討した結果を審議する際に、会派が結論に至った理由に触れず結論だけを述べて採決される場面が少なくない。</p> <p>情報公開と説明責任は民主政治の根幹をなすものであり、請願や陳情に対しても各会派がその結論に至った理由をきちんと請願者に説明することが「請願を誠実に処理する」という請願法の主旨から要請されるものと考えられる。</p> <p>請願の審査においては、会派はそれぞれ検討結果と共に結論に至った理由や考えを明らかにして欲しい。</p> <p>【請願の理由】</p> <p>請願・陳情の採決の際、会派ごとに検討した結果について議会運営委員会では「採択・不採択」あるいは「了承・不了承」で採択されるが、その際なぜそのような結論になったのかという理由が全く示されず結論だけを述べる場面が多く見受けられる。県民からの請願・陳情に対する会派の考え方や検討の内容が伝わらず、請願者にたいして説明責任を果たしているとはいえない。</p> <p>県下の地方議会でも例えば藤沢市などでは、陳情の結果についての陳情者への通知の中で審査結果についての理由を明記しており、議事録も公開されており審議内容を知ることができる。</p> <p>審議の結果と共にその理由を明らかにすることは、民主主義の基本である。と同時に、請願・陳情を単に要望や願望を述べる場ではなく、個別的課題についての住民による政策提言としての役割を担うものとして充実させていくことが地方自治の発展に役立つものと考えられる。</p> <p>会派は審議結果と共に結論に至った理由についても明らかにして欲しい。</p>			

請願番号	4	受理年月日	5 . 6 . 2 3
件名	神奈川県議会「政務活動費の指針」に政務活動と他の活動が混在する場合のあん分率の基準と上限を決め、按分方法（例）として私的活動を含めた合理的な目安を例示することを求める請願		
請願者		紹介議員	
藤沢市湘南台6-12-14 渡邊 誠 外32人		大山 奈々子 木佐木 忠 晶	
<p>【請願の要旨】</p> <p>指針のP4のⅢの2「政務活動と他の活動が混在する場合の按分指針」に記載してある按分方法（例）については、私的活動を含めた幾つかの具体的事例に分けて、判り易いあん分の目安と上限を示した按分方法（例）に改める。</p> <p>【請願の理由】</p> <p>現行のあん分は会派及び議員の活動実態から自己申告したものであり、議員の主観に左右されやすく、客観性に欠ける。政務活動費が充当される活動には会派及び議員活動と私的活動が混在する場合がありますが、現行の「政務活動費の指針」のあん分方法の例には私的活動が含まれておらず客観性は担保されていない。</p> <p>また、政務活動費を事務所費に充当していなかったり、事務所や後援会と共有している事務所もあるが、使用実態が不明で光熱費のあん分率が議員の主観に委ねられるなど客観性に欠ける。</p> <p>さらに、交通費の車両リース代のあん分率では、混在する活動の利用割合や理由が不明で、議員の使用実感だけで判断するのは客観性に欠けるものであり、タクシー代やガソリン代についても私的活動が含まれている場合があります、あん分率を判断した理由や根拠が明記されておらず、妥当性が確認できない。</p> <p>以上の理由から、「指針」を見直し、私的活動を含めて客観的でわかりやすいあん分の目安と上限を示して欲しい。</p>			

請願番号	9	受理年月日	5 . 9 . 2 1
件名	会派及び議員が保存すべき証拠書類等の写しを議長提出とし公開の対象とするよう「政務活動費の指針」の見直しを求める請願		
請願者		紹介議員	
藤沢市湘南台6-12-14 渡邊 誠 外59人		井坂新哉 大山奈々子 木佐木忠晶	
<p>【請願趣旨】 政務活動費の支出伝票に関して会派及び議員が保存(原則5年)すべき証拠書類の写しを議長提出とし公開の対象とするよう、「政務活動費の指針」で保存すべきとしている書類の見直しを求めます。</p> <p>【請願理由】 現在の「政務活動費の指針」では証拠書類ではあるがその扱いについて会派及び議員保存として公開が義務づけられていない書類があります。(下記参照) これらの証拠書類については県民が会派や議員に直接閲覧を要求しても応じてもらえず、知る権利が十分保証されているとはいえないと思います。 そこで会派及び議員が保存している証拠書類も議長に提出するものとし、公開対象として閲覧できるように「政務活動費の指針」の見直しを求めます。</p> <p>①クレジットカード会社が発行する利用明細書 ②宿泊を伴う調査研究・研修会・講演会の報告書 ③業者委託した調査研究の成果物 ④業者委託して作成した研修・会議の資料等の成果物 ⑤業者委託した広報広聴用の印刷物 ⑥会合等の案内状 ⑦1万円を超え購入し業者委託したはがきの写し ⑧事務費の備品管理票 ⑨職員雇用台帳及び政務活動補助職員出勤記録表 ⑩事務所賃貸借契約書</p>			

請願番号	10	受理年月日	5.9.21
件名	会派及び議員は政務活動費の公開にあたって公私の区別を明確にした銀行口座を作るなど、県民に分かりやすい証拠書類にして議長に提出するよう「政務活動費の指針」の見直しを求める請願		
請願者		紹介議員	
藤沢市湘南台6-12-14 渡邊 誠 外58人		井坂新哉 大山奈々子 木佐木忠晶	
<p>【請願趣旨】 会派及び議員は政務活動費を政務活動専用の銀行口座から支出することで公私を明確に区別し、県民にとって閲覧しやすく、個人情報を守る職員の作業の負担を削減し、添付する証拠書類の枚数削減となる等の改善が考えられるので現行の「政務活動費の指針」を見直してください。</p> <p>【請願理由】 「政務活動費の指針」では1件につき10万円を超える支出は原則カードとされ、カード決済が完了していることを証する書類として引き落としが行われた預金通帳の写しを証拠書類として添付する事とされています。 しかしながら、現在証拠書類として使用されている預金通帳の多くは議員の私的通帳で、公私兼用として扱われているので議員の個人情報が大量に併記されています。 そのため公開にあたって大量の黒塗りされた通帳の中から数行の証拠箇所を確認するようになっています。これは県民にとって煩雑であるだけでなく、個人情報保護の作業にあたる県職員に余分な負担を負わせていると思われます。 更に神奈川県の出支伝票の開示枚数が他県の1～2万枚と比べ4万4千枚と依然として突出して多い現状やポイントの問題等を改善する上からも、カード決済について「政務活動費の指針」の見直しを求めます。</p>			